

気象警報発令時における西三河剣道連盟の事業対応について

「気象警報」発令時の対応を、西三河剣道連盟では下記のとおり扱うこととする。

「事業区分」剣道初段～三段昇段審査会

1. 午前7時の時点において、西三河圏内のいずれかの地域に暴風警報が発令中の時、事業は当日中止とし、対応については後日改めて広報する。
2. 確認方法 : 午前7時以降に、各地域剣道連盟事務局に確認してください。
各報道もよく確認して下さい。
3. 延 期 : 会場、日程等の対応が整い次第案内する。
(年度内に開催できるよう日程調整を行うが、開催季節の変更有)
4. 受審者への対応 延期したことにより受審不可能となった申込み者の扱い。
 - －1 形講習・審査会未実施の場合は、形受講料・審査料を返金するが手数料は返金しない。
 - －2 形講習・審査会実施済の場合は、審査料のみ返金し、手数料、形講習受講料は返金しない。

中止決定手順 理事長は、審査委員長及び事務局長に中止することを指示する。

⇒ 西三事務局長は、事務局員に知らせ分担により速やかに西三河各地区剣連事務局長に伝える。

⇒ 各地区事務局長は、地区で定めた手段にて会員に知らせる。

5. 開催中の警報発令対応については、理事長が当日の役員を招集協議し決定する。
6. 開催要項への記載事項

午前7時の時点において、西三河圏内のいずれかの地域に暴風警報が発令中の時、事業は当日中止とし、別日開催を考慮する。

受審者対応については

4-1 形講習・審査会未実施の場合は、形受講料・審査料を返金するが手数料は返金できません。

4-2 形講習・審査会実施済の場合は、審査料のみ返金し、手数料、形講習受講料は返金できません。

(この取り扱いは平成27年4月1日より適用する。)